

Jミルク需給見通しに関する補足説明資料

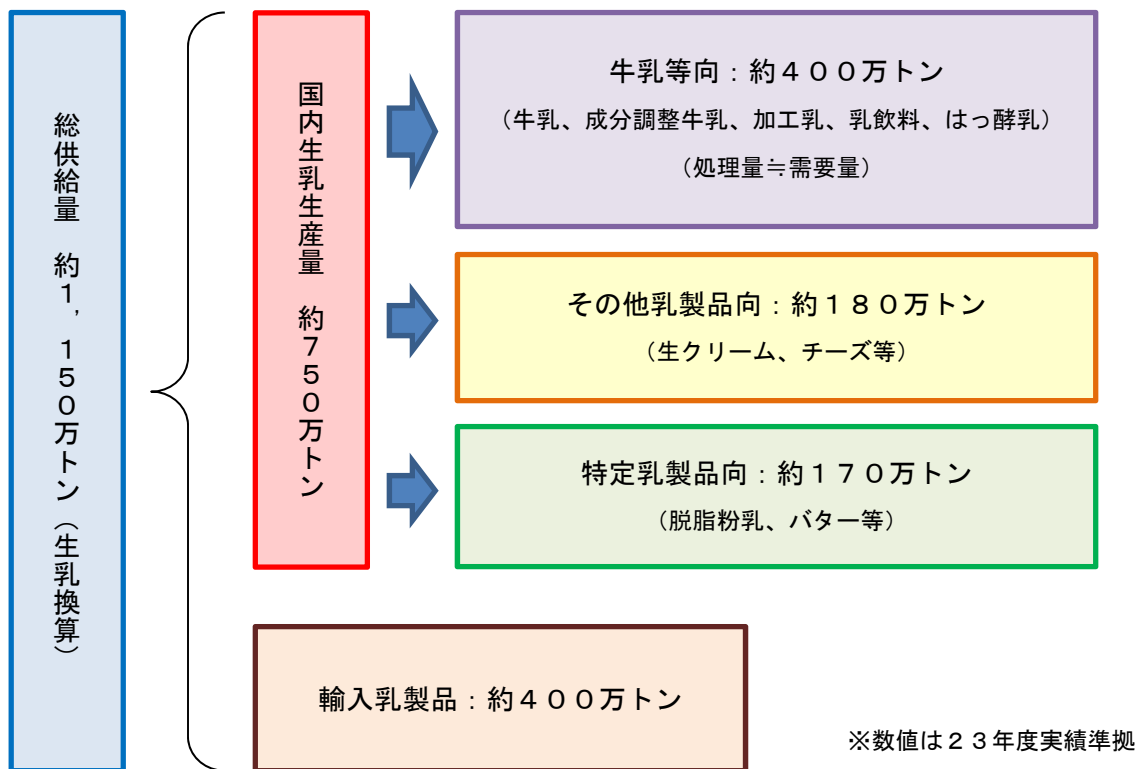
(平成24年10月31日 ver.)

■生乳及び牛乳乳製品の需給構造

日本の国内生乳生産量は、現在、約750万トン（平成23年度実績：753万トン）。対して、牛乳乳製品の総需要量が生乳換算で約1,150万トン（平成23年度実績概算値：1,163万トン）、その供給と需要の差である輸入量が約400万トンとなっている。

国内生乳生産量の仕向けの内訳としては、牛乳等（発酵乳含む）の飲用需要が約400万トン、その他乳製品（生クリーム、チーズ等）の需要が約180万トン、脱脂粉乳・バターへの加工が約170万トンとなっている。

【国内の生乳需給（概要図）】



なお、国内生乳生産量の仕向け順は、基本的には、①牛乳等向、②その他乳製品向、③特定乳製品向、となっているため、生乳生産量の増減や牛乳等及びその他乳製品需要の増減が、最終的には、特定乳製品の製造量と在庫量に大きな影響を与える。

■用語解説

○生乳生産量

「生乳」とは、搾乳したままの人の手を加えない（殺菌処理等を行う前の）牛乳乳製品の原材料としての乳を指す。J ミルク需給見通しにおける「生乳生産量」は、酪農家段階における生乳の搾乳量。

○自家消費量

輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗分や、自家消費分（自家飲用、子牛哺乳用等の出荷以外の生乳）。牛乳乳製品統計における「その他向け」。

○生乳供給量

「生乳生産量」から「自家消費量」を引いた、牛乳乳製品の原材料として供給される分の生乳量。

○生乳計画生産

酪農家が生産する生乳量について、酪農家（生産者団体）自らの取り組みとして毎年度実施されている、需給動向を勘案し全国及び地域ごとの生産目標数量を設定して達成を図る仕組み。昭和54年に開始され、現在まで継続している。

なお、需給緩和（供給過剰）時には生産抑制の意味合いが強いが、本年度平成24年度における生乳計画生産では、「今後3年間（24～26年度）は前年度実績以上の目標数量の配分を行う」方針が示された。

○指定団体

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）に規定される指定生乳生産者団体のこと。生乳流通の広域化に伴い、現在は複数の都府県を範囲とする全国10地域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）の広域指定団体が定められており、その地域における生乳の一元集荷・多元販売を行っている。

J ミルク需給見通しにおける地域別生乳生産量の都府県生産量は、東北～沖縄の9指定団体の地域ごとに予測した数量の積み上げとなっている。（なお、関東及び東海については、牛乳乳製品統計における地域区分とは所属都府県が一部異なっている。）

○牛乳等向（牛乳等向処理量）

「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」「はっ酵乳」に仕向けられた生乳量。

○牛乳等

J ミルク需給見通しにおいては、「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」の4品合計を「牛乳類」として定義し、「牛乳類」に「はっ酵乳」を加えたものを「牛乳等」として定義している（牛乳乳製品統計とは分類が一部異なる）。

なお、牛乳等の製造量≒需要量として捉えられる。

○乳製品向（乳製品向処理量）

「生乳供給量」から「牛乳等向け処理量」を差し引いて算出。

○乳製品

「牛乳等」以外の乳製品を「乳製品」として定義しており、その内訳としては、「特定乳製品」「その他乳製品」の2分類で定義。

○特定乳製品

主に「脱脂粉乳」「バター」を指す。

なお、Jミルク需給見通しにおける特定乳製品の製造量は、（乳製品向処理量－その他乳製品向処理量）× 製造係数、で算出している。

（特定乳製品は、正確には、指定乳製品4品目（「バター」「脱脂粉乳」「全脂加糖練乳」「脱脂加糖練乳」）及び「全粉乳」「加糖粉乳」「全脂無糖練乳」「脱脂乳（子牛哺育用）」の合計8品目が定められており、これら特定乳製品向けに処理される生乳が「加工原料乳」として、加工原料乳生産者補給金の交付対象となっている。）

○その他乳製品

特定乳製品以外の乳製品。主なものに「生クリーム」「脱脂濃縮乳」「濃縮乳」「チーズ」等がある。

○移入量（道外移出量）・移出量

各地域や各都道府県で生産された生乳のうち、その都道府県や地域を越えて処理工場に運ばれる量を「移出量」「移入量」という。

Jミルク需給見通しにおいては、北海道から都府県に移送される生乳量を「移入量（道外移出量）」、逆に都府県から北海道に移送される生乳量を「移出量」と表現している。

なお、需給上、生乳生産量が低下する第2～第3四半期頃（主に6月～11月頃）においては、都府県単体では、牛乳乳製品全体の需要に対し、生乳の供給量が不足するため、北海道から都府県への「移入量（道外移出量）」が増加する傾向にある。

○カレントアクセス

酪農乳業用語としては、乳製品の義務的輸入のことをいう。輸入自由化の流れの中で、1993年のガット・ウルグアイ・ラウンド合意以降、バターや脱脂粉乳などの乳製品について、毎年、生乳換算で137,202トンの輸入が義務付けられている。ただし、輸入品目については日本の判断に委ねられているため、その時々国内の需給状況によって輸入する品目は異なっており、これまで、バターや脱脂粉乳の他に、ホエイやデイリースプレッド、バターオイル等が輸入されている。